

業務委託契約書（案）

| | | |
|----------|--|--|
| 1. 委託業務名 | 令和7年度岸和田市物価高騰重点支援給付金支給事業に係る業務委託 | |
| 2. 履行場所 | 岸和田市岸城町7番1号及び本市と受託者で協議し決定した場所 | |
| 3. 履行期間 | 契約日から令和8年7月31日まで | |
| 4. 契約金額 | 金 ●●● 円 以内 うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 金 ●●● 円 以内 | |
| 5. 契約保証金 | 岸和田市財務規則第123条第2号の規定により免除 | |

上記業務の業務委託について、委託者岸和田市を甲、受託者●●●を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託内容に関し、この契約書に定めるものほか、別紙「令和7年度岸和田市物価高騰重点支援給付金支給事業に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は本契約により生ずる一切の権利、又は、義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にあっては、この限りではない。

(報告義務)

第3条 乙は、仕様書に定める方法以外の方法で委託事務を処理することが必要と認めたとき、又は委託事務に付随して処理することが必要と認める事務があるときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示に従うものとする。委託事務の処理上重大な事故があったときも同様とする。

(誓約書の提出)

第4条 乙及び岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴排条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請人等」という。）は暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団密接関係者（以下「密接関係者」という。）でないことをそれが表明した誓約書を甲に提出しなければならない。ただし甲が不要と判断した場合はこの限りでない。

(調査等)

第5条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、隨時に、調査し、必要な報告を求め、監督することができるとともに、事務の処理に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の履行について、業務の全部、又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により甲に承認を求める場合は、再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を書面に記載して提出するとともに、再委託を受けた者に対しても乙の責任において本契約の契約条項及び仕様書を遵守させなければならない。

3 甲は、前項の規定により乙から書面の提出があった場合は、書面により結果を通知することとする。

(関係法令の遵守)

第7条 乙は、本契約の履行にあたり労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、及びその他関係法令を遵守するものとする。

2 乙は、本契約の履行にあたり、個人情報保護法、岸和田市個人情報保護条例、岸和田市情報セキュリティポリシー等関連法令を遵守するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た一切の情報について、漏らしてはならない。なお、この契約終了後又は解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約の履行に関し、個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要に応じ委託業務内容の変更、又は一時中断をすることができる。この場合において、業務委託料、又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面にてこれを定める。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、業務を完了したときは、遅延なく甲に対して、業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、速やかに検査しなければならない。

3 前項の場合において、検査に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、検査の結果、契約書類の記載内容と適合しない部分について甲から改善指示を命ぜられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第12条 乙は、前条第2項又は第4項の検査に合格したときは、契約代金を、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、支払い請求を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(委託者の任意解除権)

第13条 甲は、次条又は第14条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(委託者の契約解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由がなく契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

(3) 乙の責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 乙の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が經營に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (9) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (10) 第14条の規定によらないで乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (11) 乙が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、甲は第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第14条の2 甲は、乙がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると、認められたとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第14条又は前条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって甲に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、違約金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

(1) 第 14 条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者

3 第 1 項及び第 2 項の場合において、この契約の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第 1 項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を委託者が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額を遅滞料として併せて乙に支払わなければならない。

(賠償額の予定等)

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第 14 条の 2 第 4 号に規定する刑が確定したとき。

(4) 第 14 条の 2 第 5 号に該当したとき。

2 乙が第 6 条の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を、委託者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前 2 項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が前 2 項に規定する賠償額を超えるときは、受託者は、超過額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 本契約に関する法律中の紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約に定めのない事項及び本契約に疑義が生じたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び岸和田市財務規則（昭和 9 年 4 月 1 日規則第 11 号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 委託者 住所 岸和田市岸城町7番1号
名称 岸和田市
岸和田市長 佐野 英利 印
(福祉部福祉政策課扱い)

乙 受託者 住所
名称
代表者 印